

令和4年度第2回千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会 意見等要旨

令和5年2月7日(火) 午後6時30分～午後7時45分

千葉県庁本庁舎1階多目的ホール

1 千葉県アレルギー疾患対策推進計画のこれまでの取組と今後の方向性について

(1) 説明

事務局から資料1について説明。

(2) 委員意見

○座長

平成27年にアレルギー対策基本法が施行され、その後、平成29年に厚生労働省から基本指針が示された。それに基づき、千葉県でも、平成31年3月に千葉県アレルギー疾患対策推進計画5ヵ年計画が作られ、それに則り様々な計画、取組みが推進されていると事務局から話があった。

また、昨年度、基本指針の一部改定があり、そこで、原因となるアレルゲンの回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮していくことや、金属アレルギーの患者が減少せず増加していることから歯科医師、食物アレルギーとの関連から管理栄養士が加わったところである。

何かご質問等あるか。拠点病院として、何かあるか。

○委員

千葉県の支援もあり、他県と比較しても上手くいっているのではないかと感じている。新しい指針についても対応できているので、この方針で進めていくのが良いのではないかと考えている。

○委員

先ほど話があったとおり、千葉県の支援をいただきながら、大学病院としてできる情報提供や研修などを組んで、今までもやらせていただいた。

WEBによることも大きいですが、多くの方々に周知いただき、少しずつ県内の情報が行き渡ってきていると思いながらも、まだまだコメディカルの方々への情報提供等が十分ではない点もあるので、今後、そのあたりを行っていかねばいけないなと思っている。

基本指針改正で入った免疫寛容や金属アレルギーのことについては、現在、医療機関から情報をいただいている、経口免疫やパッチテストを実施している医療機関の情報を集めて提供できるよう準備を進めているので、この点についても今後、行っていければと思っている。

○座長

基幹病院との連携は、進んできているか。

○委員

概ねできていると思うが、診療科ごと基幹病院の中での連携や、拠点病院と基幹病院の連携が不十分な点もあるので、その辺りは今後の課題と認識している。

○座長

基幹病院として、いかがか。

○委員

当初から協議会に参加させていただいているが、次期計画の骨子検討というところまできたのだと実感し、今後も進めていくということに賛同する。

拠点病院である千葉大学病院から講演会の案内等は届いている。院内で周知できていない部分もあるが、千葉県の取組に基幹病院として協力できることを検討していきたい。

○委員

アレルギー疾患の対応ということでは、大分、進んだと思う。千葉大学病院から講演会の案内もいただき、非常に助かっている。もう少し、院内の参加率が上がると良いと思っており、今後、検討していきたい。

○座長

診療所の立場からはいかがか。

○委員

診療所だと拠点病院からの大きな情報が流れてこないのが現状である。研究会等については、案内等があるのでわかるが、それが、開業医に広がるかという点、そこも、そのまま止まってしまう状況。一般の開業医にも専門医が多くいると思うが、医師会と連携がとれていないということもあるようなので、開業医まで伝わっているかということが、見えてこない。

○座長

5か年計画が来年度で期限を迎えるが、次の計画については、これまでの計画の取組を発展させていくことで進めてよろしいか。

【異議なし】

2 次期千葉県アレルギー疾患対策推進計画の骨子（案）について

(1) 説明

事務局から資料2について説明。

(2) 委員意見

○座長

事務局から骨子の説明があり、これまでの取組を発展し、推進していくということである。追加事項としては、予防という観点で妊婦も含めた適切な情報提供、ウェブサイトを通じて情報提供の充実等を進めていくということである。また、これまで、あまり高齢者のことが記載されていなかったが、老人福祉施設や障害者支援施設職員への取組も進めていくということである。アレルギーは加齢により減少してくると考えられていたが、高齢者でもスギ花粉症の新規発症があり、また、金属アレルギーや、食物アレルギーの問題も関わってくると考えられ、そういった背景から追加されている。

数値目標については、現計画を来年度中に、まとめられるということで、それを踏まえて数値目標が設定されるものと思われる。

委員から意見いただければと思うが、いかがか。

○委員

中食・外食とあったが、店によりアレルギーの有無について聞かれる場合と、そうでない場合がある。飲食店の食物アレルギーの対応状況はどのようになっているのか。

○事務局

食品表示等、関係課から回答いただければと思うが、いかがか。

○関係課

中食、テイクアウトについては、コロナ関係で活発なところがあり、表示について、当課や保健所に相談が多くあった。アレルギー表示に関しては、しっかりとした枠組みがあり、極力、

漏れがないように指導しているところであるが、貼り間違い等のヒューマンエラーが発生していることは把握している。

厚生労働省の方で令和3年6月から食品表示のリコールが開始された。回収情報を消費者がすぐにキャッチできるようなシステムが構築されており、速やかな情報提供に関しては枠組みができています。

○座長

食物アレルギーは小児に多いかと思うが、小児科の立場としてはいかがか。

○委員

先ほど、ヒューマンエラーの話があったが、事前に準備をして、例えば修学旅行での対応をお願いしていても、その場になって手順を間違えて事故が起こってしまったということも発生している。やはり、色々なところで、しっかりチェックしていくということの必要性が考えられる。また、アレルギー対応しているという店でも、現場で間違ったものを提供してしまったということや、「入っている、入っていない」という情報が伝わっておらず、事故が発生したという話も聞く。やはり、最終的な現場での対策、チェックが重要なのだと思うし、そこが難しいところなのだろうと実感している。

○座長

食物アレルギーは一般の方々の関心も高いと思う。なかなか情報が行き届いていない可能性もある。

○委員

アレルギー対応をしている店でも、実際に販売に携わる方はアルバイトであったりして、そういった方々にまで教育が行き届いているのかという問題があるのではないかと、患者さんの話を聞いて思った。アルバイトをするような若い世代や周囲にアレルギーの方がいない方の場合、そんなにピンときていない方もいらっしゃると思うので、広い年代への一般的な教育が必要なのだと感じる。

○委員

患者会の立場から申し上げますと、先ほど委員が仰っていたように、飲食に従事しているのはアルバイトの方が多い。そういった方に何が入っているか確認しても、「たぶん入っていない」という回答だったりして、「たぶん」という言葉がつくと、それでは安心して食べられない。チェーン展開しているファミリーレストラン等は決まった食材が入っているので安心できるが、食材が途中で切り替わったり、納品の関係で別の食材を使用するような、小さな飲食店であると、なかなか細かく表示確認するのは難しいところ。

アレルギーの子をもつ保護者は、チェーン店の方がスマホで原材料を確認できるので、それが一番安心という感覚で召し上がっていることが多いかと思う。

小規模の飲食店にきちんと表示を求めることについては、表示いただくことは大切だし、そのように対応いただくことは有難いが、安全性が担保できるのかというところは、かなり疑問に思っている。

中食と外食に関しては、表示義務にまだなっていないのではないかと思うが、表示してくださるところは広がっていくといいなと思うが、難しいのかなというのは患者側の実感としてある。

○座長

只今、貴重な話しがあったが、それに尽きるのではないか。調理器具等の問題もあるだろう。患者自身が安心して食事できるようチェーン店等を活用されていることなのかなと思った。この点について課題が多いと思うが、情報提供を進めることが重要だと思うので、協議会でもそのように取組んでいきたいと思う。

○座長

骨子としては、この方向性でよろしいか。

【異議なし】

3 今後のスケジュールについて

(1) 説明

事務局から資料3について説明。

(2) 委員意見

○座長

只今の事務局からの説明について、意見はあるか。

今後のスケジュールは事務局の案のとおり進めることでよいか。

【異議なし】

4 その他

○座長

本日の議題は以上であるが、その他、委員から意見等発言はあるか。

○委員

数値目標となっている「エピペンの取扱いについての演習等を含む実践的な訓練の実施状況」の現状値と目標値について、お話をさせていただきたい。

2020年度はコロナの関係で校内の研修会開催が困難であった。今後、目標値が100%となっているが、学校でエピペンの訓練を実施するとなると、中心となるのは養護教諭になると思う。自身はエピペンを持っている児童が校内にいるという経験が少なく、エピペンを持つ児童がいない学校でも、毎年、訓練の実施が求められると、校内で多岐に渡る研修を実施しなくてはならない中で、優先順位の判断が難しい。訓練以外で、校内の教員への情報提供や対応の依頼はしている。ただ、訓練の実施となると1時間程の時間を要することもあり、小規模の学校で、エピペンを持っている児童がいない、食物アレルギーをもつ児童がいないという学校もあり、そういった中で100%の実施を求めるというのは厳しいように感じる。

一般の教員に確実に研修を受けてもらうのであれば、教員の初任者研修でエピペンの実践的な訓練をしていただくと良いのではないかと感じる。エピペンを持っている児童がいる学校は必ず訓練を行っていると思うので、初任者研修で多くの教員が学んだ上で研修ができる。学校に100%の実施を求めるのではなく、初任者研修で確実に研修を受けてもらう方が良いのではないか。

○座長

只今、学校でのエピペンの訓練について話があった。エピペンを持っている児童がいない学校

もあることの指摘と、訓練は初任者研修で行うのが良いのではないかという話があったが、何かご意見いただければと思うが、いかがか。

○委員

全くエピペンを持った児童がいない中で、教員がピンとこないというのは確かにあるのかなと思ったし、初任者研修で行えば、全ての先生が一度は実際にエピペンを練習することが可能となるので、それが実現されれば、すごく良いことだろうと感じる。

○座長

初任者研修で一度やればいいのかという難しい。最近、アナフィラキシーにどのように対応しているのかという疫学調査がアレルギー学会で行われた。その結果、エピペンの使用率は家庭でも少ないのだが、搬送された病院でも、想定以上に少ないことが分かった。本来は、エピペンがもっと活用されなければいけないのではないかということが報告されていた。そういったことを考えると、エピペンを使うことに、皆、躊躇していることは確かであるし、患者に聞くと、保護者が空打ちの練習をするが、1回やったのみで使えるかという時間の経過とともに躊躇してしまうという話を聞いたことがある。

この点について様々な問題があるかと思うが、いかがか。

○委員

座長の仰るとおり患者さんのご家族に指導したものの、1年後には正しく使えなくなっていることは、よくあるので、初任者研修で1回やればいいのかということではないと思うが、今の話を聞くと、学校ごとに100%を目指すよりも、初任者研修で実施できれば1回でも触れる機会を作ることができるということだと思うので、そこがスタートかなと思う。もちろん、学校にエピペンを持つ児童が一人もいない場合には、持つ児童が入学した場合には、その時点で全ての先生に対し研修していただくかなくてはいけないのだろうと思うが、まず、エピペンを知らないという先生方に知っていただくということで、各校で毎年100%の実施を目指すより、初任者研修で100%実施するというのを目指す方が良いのではないか。決して1回の実施で良いとは考えていない。

○委員

千葉市では3～4年前から初任者研修で時間をとって訓練実施している。だからといって、それで実施できるかといえば、そういうことではなく、手順を誤って打ったという事例も発生している。この先生だから大丈夫というのはなく、エピペンを持つ児童、生徒がいる学校は独自に研修を実施していくことになるだろうと思うが、やり方については、全体で1回やったから終わりということではないが、初任者研修で実施するのは一つの方法かと思う。各校で実施するのは大変なことだと思うし、そのあたりについては、個別に考えていくとしても、まず1回は研修を行うというのは、良い方法かと思うので、そういったことを考えてもよろしいかと思う。

○座長

初任者研修で行うことも一つであり、ただ、繰り返すことも必要なのではないかという話もあった。常にエピペンを持っていない児童等の問題も指摘されているので検討してまいりたいと思う。

○委員

小児科医の立場からお話すると、エピペンは病院に運ばれるまでの補助の段階の一つにし

かすぎない。エピペンがあれば全てが解決するかのようにクローズアップされることに、非常に違和感を覚える。むしろ、エピペンがなくても、学校でどのように対応するのかという訓練をしていただく、研修していただくということが非常に大切だと思う。エピペンの訓練の数字に、ここまで拘るのかということに関して意見させていただいた。

○座長

エピペン以外の対策の取組も必要であろう。ただし、エピペンの重要性は言うまでもなく、それは、全国的な課題であり、学会の調査でも指摘されていた。

この点については、継続して検討し、ご意見を伺えたらと思う。

○座長

1点、私の方から委員の追加について提案がある。

長年、県外にて喘息やアナフィラキシー等のアレルギーの研究をしてきた医師が、県内の病院にいらっしゃった。厚生労働省のアレルギー疾患対策委員会でも一緒に関わってきたのだが、その医師に、この協議会にご参加いただきご尽力戴ければと思うが、いかがか。

○委員

提案のあった医師はアレルギー学会でガイドラインの作成にも関わっており、幅広い知識もお持ちなので、この協議会に参加していただいて、ご意見いただければと思い、是非、お願いしたい。

○座長

他に意見はあるか。

【異議なし】

では、事務局で検討いただくようお願いする。

その他の意見等が無ければ、これで議事を終了する。